

## 1日の利用料金について

施設サービス費 + 各加算 + 自費料金(食費・居住費・その他) = 1日の請求料金となります

## 基本加算型短期入所 介護保険基本料金及び加算料金について

項目	料金					☑
	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	
施設サービス費 (利用者負担額)	752	799	861	914	966	
	要支援1			要支援2		☑
	577			721		

以下の加算項目は体調・認知・身体状況等によって各個人で異なります

項目	加算額1日(回)	内容	☑	
サービス提供加算	I	22	介護福祉士の割合が100分の80以上の際に加算されます	
夜間職員配置加算		24	国が定める夜勤職員の勤務条件の基準を満たす場合、左記の料金が加算されます。	
在宅復帰支援機能加算(I)		34	国が掲げる基準に適合する(基礎点数40点以上)施設に左記の料金が加算されます	
★認知症ケア加算		76	認知症専門棟(2階)においてサービスを提供している場合は加算されます	
送迎加算		184(片道)	入所及び退所の際、在宅と施設との間の送迎を行う場合、加算されます	
個別リハビリテーション加算		240	リハビリ計画を作成し、個別にリハビリテーションを行った場合に加算されます	
総合医学管理加算		275	国の基準に従い、治療管理を目的とした緊急の受け入れを行った場合に加算されます	
★重度療養管理加算		120	要介護者4・5の利用者で、国の定める医療が必要な利用者を受け入れると加算	
★緊急短期入所受入加算		90	7日(やむを得ない際は10日)を限度として、緊急の受け入れを行う時に加算されます	
認知症専門ケア加算		3	認知症介護の専門研修修了者が配置されている時に対象者に対して加算されます	
若年性認知症入所者受入加算		120	個別に担当者を定め、若年性認知症の利用者を受入れた際に加算されます	
緊急時治療加算		518	病状が重篤になり緊急的な医療(注専、投薬、処置等)を行った際に加算されます	
特定治療			法律に規定するリハビリテーション、処置手術、麻酔を行なった場合に算定されます	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	認知症の悪化による受入れ及び在宅復帰を目指した評価を実施時は加算されます	
★特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	3時間 ～ 5時間	654	難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方に対して、日中のみ短期間の短期入所療養介護を行った場合に、サービス提供時間に応じて上記施設サービス費に代えて左記の料金となります。	
	4時間 ～ 6時間	905		
	6時間 ～ 8時間	1257		
介護職員特定処遇改善加算	I		上記の1か月の総単位数に2.1%乗じられます。	
処遇改善加算	I		上記の1か月の総単位数に3.9%乗じられます。	

藤枝市は地域区分が「7級地」であるため、上記の1か月の総単位数に10.14円乗じた金額の1割が自己負担になります。

※令和3年4月1日～9月末までの間は新型コロナウイルス感染症の特例的な評価として基本報酬に0.1%上乗せされます

- ・★は要支援の方は加算されません
- ・上記の表は厚生労働省の省令を、一部表現を変え抜粋をしています。詳細は職員に確認か、QRコードからも確認できます
- ・利用料金表は1割負担です。2割負担の方は各項目で2を乗じた負担額、3割負担は各項目で3を乗じた負担額になります



令和3年介護報酬改正

介護報酬